

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年九月三日奈良県指令建第九六一八二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年十二月十四日建第八五九四号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年十二月十四日建第五一三九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町大字服部一丁目一一番一、一一番一三、一一番一四、一一番一五、一  
一番一六及び一一番一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡斑鳩町龍田西一丁目一番二五号

株式会社家族の森 代表取締役 瀬戸光好

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町大字服部一丁目一一番一  
下水道 生駒郡斑鳩町大字服部一丁目一一番一の一部  
水路 生駒郡斑鳩町大字服部一丁目一一番一三

一 許可番号

平成二十七年十月二十九日奈良県指令建第九六一一一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年十二月十五日建第八五九七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字浅古四八番一及び五四番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字戒重三四九番地の一

皇中智也